



# 島根県報

平成29年3月31日（金）

号外第53号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

## 公布された条例等のあらまし

## ◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第32号）

## 1 規則の概要

(1) 平成29年度組織改正に伴う規定の整備

(2) 事務処理の迅速化を図るための専決権の下位委譲に伴う所要の改正

ア 社会福祉法の規定により、社会福祉法人に対し、必要な措置（役員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告し、及び社会福祉法人が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表すること。（別表第2 関係）

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、検察官、保護観察所の長及び矯正施設の長からの通報を受理すること。（別表第5 関係）

(3) その他法令改正又は事業の新設、廃止等に伴う所要の改正

## 2 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。

## 規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第32号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号、第10号、第13号及び第14号中「第16条第2項」を「第16条第3項」に改め、同条第15号中「規定する課」の次に「、室」を加え、同条第17号中「第16条第2項」を「第16条第3項」に改める。

別表第2 地域振興部の表市町村課の項第2号知事決裁事項の欄の(1)中「第30条の43第5項」を「第30条の38第5項」に改め、同号部長専決事項の欄中(1)から(5)までを削り、同欄の(6)中「第30条の43第4項」を「第30条の38第4項」に改め、同欄の(6)を同欄の(1)とし、同表情報政策課の項を削る。

別表第2 環境生活部の表自然環境課の項に次の1号を加える。

<p>5 温泉法（昭和23年法律第125号）の施行に関する事務</p>		<p>(1) 法第3条第1項の規定により、土地の掘削を許可すること。</p> <p>(2) 法第5条第2項の規定により、土地の掘削の許可を更新すること。</p> <p>(3) 法第6条第1項又は第7条第1項の規定により、土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継を承認すること。</p> <p>(4) 法第9条の規定により、土地の掘削の許可を取り消し、又はその許可を受けた者に対して、温泉の保護その他公益上必要な措置を命ずること。</p> <p>(5) 法第10条の規定により、土地掘削の許可を受けた者に対し、原状の回復を命ずること。</p>
-------------------------------------	--	---

		<p>(6) 法第11条第1項の規定により、ゆう出路の増掘及び動力の装置を許可すること。</p> <p>(7) 法第11条第2項において読み替えて準用する法第6条第1項又は第7条第1項の規定により、ゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継を承認すること。</p> <p>(8) 法第12条第1項の規定により、温泉の採取の制限を命ずること。</p> <p>(9) 法第14条第1項の規定により、土地を掘削した者に対し、必要な措置を命ずること。</p> <p>(10) 法第19条の規定により、温泉成分分析施設を登録すること。</p> <p>(11) 法第25条の規定により、温泉成分分析施設の登録を取り消すこと。</p>
--	--	---

別表第2健康福祉部の表地域福祉課の項第1号部長専決事項の欄中(8)を(10)とし、(5)から(7)までを(7)から(9)までとし、同欄の(4)中「第56条第4項」を「第56条第8項」に改め、同欄の(4)を同欄の(6)とし、同欄の(3)中「第56条第3項」を「第56条第7項」に改め、同欄の(3)を同欄の(5)とし、同欄の(2)中「第56条第2項」を「第56条第6項」に、「必要な」を「勧告に係る」に改め、同欄の(2)を同欄の(4)とし、同欄の(1)の次に次のように加える。

(2) 法第56条第4項の規定により、社会福祉法人に対し、必要な措置（役員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告すること。

(3) 法第56条第5項の規定により、社会福祉法人が同条第4項の勧告に従わなかった旨を公表すること。

別表第2健康福祉部の表地域福祉課の項に次の1号を加える。

5 生活困窮者自立支援法 (平成25年法律第105号) の施行に関する事務		(1) 法第10条第3項の規定により、生活困窮者就労訓練事業の認定を取り消すこと。
---	--	---

別表第2健康福祉部の表薬事衛生課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第23号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2農林水産部の表林業課の項第3号を削り、同表森林整備課の項第1号部長専決事項の欄の(10)中「（法第33条の3において準用する場合を含む。）」を削り、同欄中(14)を削り、(15)を(14)とし、(16)から(18)までを(15)から(17)までとし、同表水産課の項第11号を削る。

別表第2商工労働部の表企業立地課の項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

別表第2土木部の表都市計画課の項第1号部長専決事項の欄の(1)中「島根県都市計画地方審議会」を「島根県都市計画審議会」に改め、同表建築住宅課の項第12号事務の種類欄中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）」に改め、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

(1) 法第14条第1項の規定により、建築主に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。

(2) 法第14条第2項の規定により、国等の機関の長に通知し、同条第1項に規定する措置をとるべきことを要請すること。

(3) 法第16条第2項の規定により、同条第1項の規定による指示に係る措置をとらなかった者に対し、その指示に係る

措置をとるべきことを命ずること。

- (4) 法第19条第3項の規定により、同条第2項の規定による指示に係る措置をとらなかった者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (5) 法第33条の規定により、認定建築主に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (6) 法第34条の規定により、法第30条第1項の認定を取り消すこと。
- (7) 法第37条の規定により、法第36条第2項の認定を取り消すこと。

別表第5支庁及び県民センターの項第1号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「島根の未来実現事業費補助事業、地域振興調整費補助事業、地域プロジェクト推進費補助事業、離島体験滞在交流促進事業」を「地域の活力創出支援事業」に改め、同項第4号事務の種類欄中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「第9条第3項」を「第8条第3項」に改め、同欄の(2)中「第10条第2項」を「第9条第2項」に改め、同欄の(3)中「第10条第3項」を「第9条第3項」に改め、同欄の(4)中「第37条第1項」を「第46条第1項」に改め、同欄の(5)中「第37条第3項」を「第46条第4項」に改め、同欄の(6)中「第38条第1項」を「第47条第1項」に改め、同表保健所の項第5号地方機関の長専決事項の欄中(20)を(23)とし、(1)から(19)までを(4)から(22)までとし、(4)の前に次のように加える。

- (1) 法第24条の規定により、検察官からの通報を受理すること。
- (2) 法第25条の規定により、保護観察所の長からの通報を受理すること。
- (3) 法第26条の規定により、矯正施設の長からの通報を受理すること。

別表第5支庁及び農林振興センターの項第6号を削り、同項中第7号を第6号とし、第8号から第21号までを1号ずつ繰り上げ、同項第22号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「地域貢献型集落営農連携・強化支援事業」を「集落営農体制強化スピードアップ事業」に改め、同号を同項第21号とし、同項中第23号を第22号とし、第24号から第26号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第5支庁及び県土整備事務所の項第13号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「第6条の2第10項」を「第6条の2第5項」に改め、同欄の(2)中「第6条の2第11項」を「第6条の2第6項」に改め、同欄の(3)中「第6条の2第12項」を「第6条の2第7項」に改め、同欄の(10)中「第18条第22項第1号」を「第18条第24項第1号」に、「承認」を「認定」に改め、同欄中(15)を(17)とし、(11)から(14)までを(13)から(16)までとし、(10)の次に次のように加える。

- (11) 法第7条の6第3項の規定により、仮使用認定報告書を受理すること。
- (12) 法第7条の6第4項の規定により、仮使用の認定を受けた建築物が国土交通大臣の定める基準に適合しないときに、当該建築物の建築主及び当該認定を行った指定確認検査機関にその旨を通知すること。

別表第5支庁及び県土整備事務所の項第20号事務の種類欄中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改め、同号地方機関の長専決事項の欄を次のように改める。

- (1) 法第8条の規定により、建築主等に対し、必要な指導及び助言をすること。
- (2) 法第19条第1項の規定により、計画の届出を受理すること。
- (3) 法第19条第2項の規定により、届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。
- (4) 法第20条第2項の規定により、計画の通知を受理すること。
- (5) 法第20条第3項の規定により、国等の機関の長に対し、必要な措置について協議を求めること。
- (6) 法第21条第1項の規定により、建築主に対し、建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又は職員に建築物等に立ち入り、建築物等を検査させること。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。